

ブラジル商標制度について

第3回中南米知財セミナー



2017年5月10日

二宮正人法律事務所
知的財産部

弁護士 モレイラ・レアンドロ

目次

1. **ブラジル商標制度の概要**
2. **ブラジルにおける商標登録の取得の重要性**
3. **ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報**
4. **ブラジルにおける商標登録の費用**

目次

- 1. ブラジル商標制度の概要**
- 2. ブラジルにおける商標登録の取得の重要性**
- 3. ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報**
- 4. ブラジルにおける商標登録の費用**

ブラジル商標制度の概要

- 商標とは何か？

ブラジル共和国 1996年5月14日付 法律 第9279号 (工業所有権法) 第122条～第123条の1

第122条 視覚的識別性を有し、かつ、法令の禁止事由にあたらぬ標章は、商標として登録することができる。

ブラジル商標制度の概要

- 商標とは何か？

第123条 この法律において、次に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

1 - 商品又は役務の商標 - 異なる出所を有する他の同一、類似又は同種の商品又は役務と識別するために用いられるものをいう。

ブラジル商標制度の概要

異なる出所を有するものを識別するために
用いられる(目で見える)もの。

ブラジル商標制度の概要

ブラジルの商標登録・保護制度は

- 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1883 Paris Convention)
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (1994 TRIPS 協定)

を批准しており、この分野における主要な傾向や規則化の流れに従っています。

ブラジル商標制度の概要

●ニース協定

商標権は絶対的なものではなく、商標登録をする企業の経済活動のセクターに限定されることとなります。商標権の保護を特定のセクターのみに限定されるのが商標制度の原則です。

そのために国際分類を定める「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」がブラジルでも挙げられます。

第1類から第34類は、商標を使用する「商品」を、第35類から第45類は、商標を使用する「サービス」を対象としています。

ブラジル商標制度の概要

区分	指定区分の代表例
第1類	化学品(工業・科学・農業用等)
第2類	塗料・着色料
第3類	洗剤・化粧品
第4類	工業用油・油脂・燃料
第5類	薬剤・サプリメント
第6類	鉄・銅・非鉄金属・合金
第7類	加工機械・土木機械
第8類	手動工具・手動利器
第9類	理化学機器・情報処理用機器
第10類	医療用機器・医療用品
第11類	照明用機器・加熱用機器
第12類	自動車等の乗物とその部品
第13類	火器・火薬
第14類	貴金属・時計・宝飾品
第15類	楽器
第16類	紙類・紙製品・文房具
第17類	電気絶縁・断熱・防音用材料
第18類	革・革製品・傘
第19類	非金属性の建築材料
第20類	家具類
第21類	食器類
第22類	網・ロープなどの繊維用品
第23類	織物用糸
第24類	織物
第25類	被服・履物

区分	指定区分の代表例
第26類	裁縫用品
第27類	敷物・壁掛け
第28類	遊戯用具・玩具・運動用具
第29類	動物性の食品
第30類	加工済の植物性食品
第31類	未加工の陸産物
第32類	アルコール非含有飲料・ビール
第33類	アルコール飲料(ビール除く)
第34類	タバコ・禁煙用具・マッチ
第35類	広告、事業の管理・運営、事務処理、 小売等役務
第36類	金融、保険、不動産の取引
第37類	建設、設置工事、修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包、保管、旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ、文化活動
第42類	科学技術・産業に関する調査研究、設計、 電子計算機・ソフトウェアの設計、開発、
第43類	飲食物の提供、宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人・動物に関する衛生、美容、農業、園芸・林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備、法律事務所

ブラジル商標制度の概要



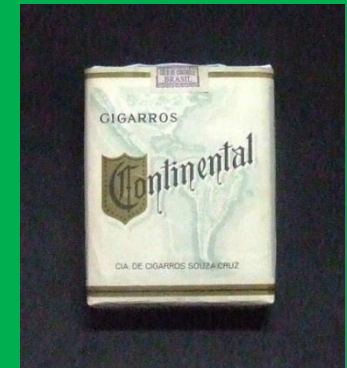
The image shows the Continental logo, which consists of a stylized white 'C' with a diagonal line through it, followed by the word 'Continental' in a white, italicized sans-serif font. The logo is set against an orange rectangular background.

ガスコンロ、
ガスオーブン等
(11)



The image shows the Continental logo with a small silhouette of a horse and rider to the right of the word 'Continental'. The logo is set against an orange rectangular background.

タイヤ自動車
用の車輪 (12)



タバコ (34)

目次

1. **ブラジル商標制度の概要**
2. **ブラジルにおける商標登録の取得の重要性**
3. **ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報**
4. **ブラジルにおける商標登録の費用**

ブラジルにおける商標登録の取得の重要性

ある日本企業がブラジルで事業を開始したいものの、自社で使用する商標の登録を完全になおざりにしているケースを想像してみてください。



最初の商品販売、または最初のサービスを提供する時になって、ブラジルで事業を行う（自社とは関係のない）同業他社が長年にわたり、その商標と同日又は類似する商標を使用し、かつ、その商標権を取得していることが判明します



この場合、その企業は、商品名や社名まで変更しなければならない可能性は非常に高い = **損害 / コスト UP**

ブラジルにおける商標登録の取得の重要性

商標登録のメリット

商標の独占
排他的使用

商標権の侵害
に対しての
差止請求権

消費者、
取引先に信頼
されるための
基礎となる

商標を
ライセンス(使用
許諾)する可能性

ブラジルにおける商標登録の取得の重要性

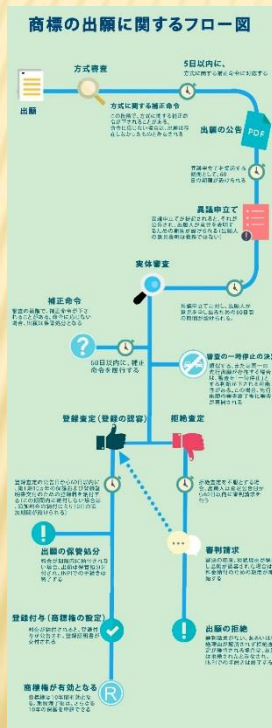
- 従いまして、ブラジルの商標分野の専門家に商標の保護について相談することをお勧めします。
- 相談事項としては、ブラジルで使用する予定のある会社名や主要な商品及びサービスの名前が、ブラジル国内で商標登録できるかどうかです。
- 子会社の設立前であっても、日本の本社を権利者とする商標（少なくとも、ブラジル国内で使用する事が確実な商標）を登録することが推奨されます。

目次

1. **ブラジル商標制度の概要**
2. **ブラジルにおける商標登録の取得の重要性**
3. **ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報**
4. **ブラジルにおける商標登録の費用**

ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報

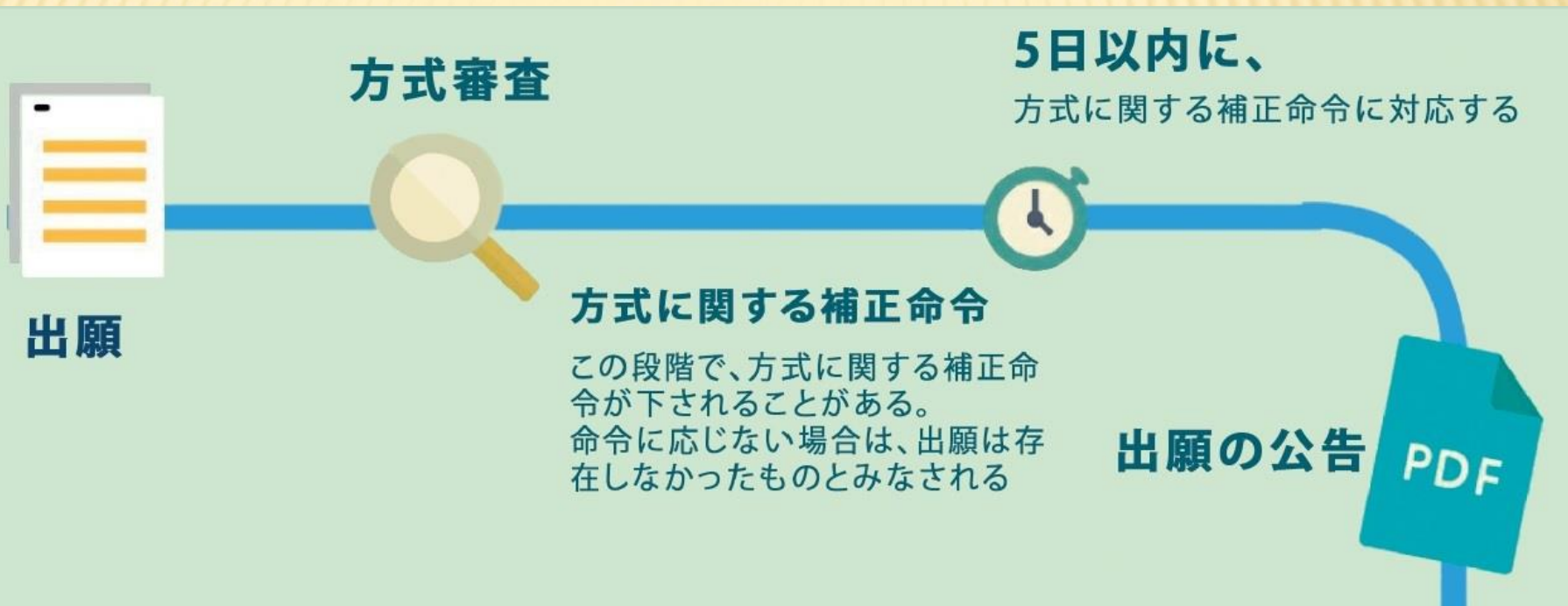
ブラジルにおける商標登録手続の各段階、概ねの所要期間を説明します。



商標登録ハンドブック p. 16

(フローチャート: INPI 著作。日本語翻訳)

ブラジルにおける商標登録手続きについての全般的情報



ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報

異議申立てを提起する期間として、60日の期限が設けられる

異議申立て

異議申立てが提起されると、それが公告され、出願人が意見を表明するための期間が設けられる(出願人の意見表明は義務ではない)

異議申立てに対し、出願人が意見を申し出るための60日間の期間が設けられる。

ブラジルにおける商標登録手続きについての全般的情報

実体審査

補正命令

審査の段階で、補正命令が下されることがある。命令に応じない場合、出願は保管処分となる



60日以内に、補正命令を履行する



異議申立てに対し、出願人が意見を申し出るための60日間の期間が設けられる。



審査の一時停止の決定

類似する、または同一の先行出願が存在する場合は、審査を「一時停止」とする判断が下される可能性がある。この場合、先行出願の審査終了後に審査が再開される

ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報

登録査定 (登録の認容)

拒絶査定



登録査定の公告日から60日以内に、第1期10カ年の保護および登録証明書交付のための登録料を納付する(この期間内に納付しない場合は、追加料金の納付により30日の追加期間が設けられる)

拒絶査定を不服とする場合、出願人は査定公告日から60日以内に審判請求を行う



出願の保管処分

料金が期限内に納付されない場合、出願は保管処分に付され、INPIでの手続きは終了する



審判請求

審決の結果、拒絶理由が解消し出願が認容された場合は、料金納付のための期間が開始する

ブラジルにおける商標登録手続きについての全般的情報

登録付与（商標権の設定）

料金が納付されると、登録付与が公告され、登録証明書が交付される



商標権が有効となる

商標権は10年間有効となる。期間満了後は、さらなる10年の保護を申請できる



出願の拒絶

審判請求がない、あるいは拒絶理由が解消されず拒絶査定が維持される場合は、出願は拒絶されたとみなされ、INPIでの手続きは終了する

商標の使用開始には、商標登録手続きの完了を待つ必要がある？

- ブラジルにおける商標登録には、最短の期間で行われたとしても長期間(2年間~)を要します。
- 晴れて商標登録されたあとでも、登録後6カ月間は「無効の行政手続」の対象となり、この手続の審決には数年がかかる上に、商標が何時でも無効となる深刻なリスクに晒されることとなります。
- また、「無効確認の訴え」を提起するための5年間という期間もあるのです。
- 重要なポイントは、商標を使用、または宣伝する前に、出願を行うことです。
- 従いまして、登録査定が出るまで商標使用開始を待つ必要はありません。

目次

1. **ブラジル商標制度の概要**
2. **ブラジルにおける商標登録の取得の重要性**
3. **ブラジルにおける商標登録手続についての全般的情報**
4. **ブラジルにおける商標登録の費用**

ブラジルにおける商標登録の費用

- 基本的に、業務委託のため契約を結ぶ代行業者や専門の事務所が採用する報酬額次第で、金額は大きく異なります。

1) **先願調査（予備段階）**：先願調査はINPIのデータベースで無料で行うことができますが、専門の事務所や代行業者に依頼すると、法的観点からの意見書が作成されるため、その分のコストがかかります。
参考額：平均30～300 USD（米ドル）

2) **出願（商標登録の申請）**：参考額：**料金：415 BRL**（出願人が独自の言葉で商品・サービスを指定する場合）。**報酬：平均300～2000 USD。**

ブラジルにおける商標登録の費用

3) **登録査定→商標権の設定の登録**：登録査定が出たら、登録完了のため新たに料金を納付します。このことは、この専門業者（法律事務所あるいはエージェント）が、この10年の期間において商標を“監視する”法定代理人となったことを意味します。**参考額：料金：745 BRL。報酬：平均450～3000 USD。**

4) **異議申立て、無効の行政手続、商標権消滅の申立て、拒絶査定に対する審判請求、抗弁全般**：第三者による出願に異議を申し立てる、あるいは出願した商標に対する異議申立てに反論する場合等、弁護士、またはこの分野の専門家に抗弁の作成を依頼することが望ましい。**参考額：料金：140 BRL（異議申立てに対する抗弁の場合）～475BRL（拒絶に対する審判請求の場合）。報酬：平均200～2500 USD（依頼する専門業者のサービスの質、案件の内容によって変わります）。**

ブラジルにおける商標登録の費用

5) 更新：10年の商標保護の有効期間が終了した後も、さらに10年間の保護を希望する場合には、料金を納付する必要があります。代行業者に依頼すると、通常はINPIへの料金以外に、追加の有効期間中の商標のモニタリングに対する報酬が請求されます。**参考額**：
INPIへの料金：1065BRL。**報酬**：平均500～3000 USD。

The logo consists of the letters 'AMN' in a white, serif font, centered within a dark red square. A thin white horizontal line is positioned directly beneath the letters 'AMN'.

AMN

ご清聴ありがとうございました。

ご質問・ご相談は下記連絡先までお問い合わせ下さい。

二宮正人法律事務所 知的財産部

Tel: +55 11 3866-2400 (9:00 ~ 18:30)

Fax: +55 11 3675-6755

E-mail: ip-law@masatoninomiya.com.br

leandro.moreira@masatoninomiya.com.br (個人アドレス)

Website (日本語) : <http://www.masatoninomiya.com.br/jp/index.html>